○厚生労働省告示第四百九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第一項の規定により、平成二十七年九月三十日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同条第二十二項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
特定非営利活動法人バーチャル工房やまなし	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居五十五―十二	小野　智弘	山梨県南アルプス市加賀美二五五八

○厚生労働省告示第四百十号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

第一　国民年金法施行規則第九十条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する共済組合等（平成三年厚生省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

本文中「札幌市職員共済組合　横浜市職員共済組合　川崎市職員共済組合　名古屋市職員共済組合　京都市職員共済組合　大阪市職員共済組合　神戸市職員共済組合　広島市職員共済組合　北九州市職員共済組合　福岡市職員共済組合　全国市町村職員共済組合連合会」を「全国市町村職員共済組合連合会」に改める。

第二　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

第三　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

第四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

1の一中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第五　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

1の四中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）」に改め、1の四の四中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、1の七中「、老齢厚生年金」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下同じ。）」を加え、「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、1の十八及び1の十八の二中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

第六　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十条の規定による自主解散型基金等が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十六号）の一部を次のように改正する。

1の三中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、1の七中「老齢厚生年金」の下に「（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。）」を加え、「又は厚生年金保険法」を「又は同法」に改める。

第七　基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

○厚生労働省告示第四百十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一